

記入例

令和2年寄附分
提出日を記入

市町村民税
道府県民税

宛名の下の番号を記入
してください
寄附金税額控除に係る申告特例申請書

押印してください

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

年 月 日 岩手県 滝沢市長 殿		整理番号	
住 所	太枠内の項目（住所・氏名・フリガナ・個人番号・性別・電話番号・生年月日）を全て記入	フリガナ	
		氏 名	印
		個人番号	
電話番号		性 別	男 女
		生年月日	明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附年月日(クレジット納付の場合は決済日)と寄附金額を記入してください

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックしてください

確定申告の必要がないと見込まれ、寄附金額に関する書類を、滝沢市からお住まいの市区町村へ送付することを希望する際はチェックしてください

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

と両方にチェックが入らなければワンストップ特例を受けられません。忘れずに記入してください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

ふるさと納税（寄附）を行う市区町村が5団体以下と見込まれる際はチェックしてください

（切り取らないでください。）

令和2年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所	住所・氏名を記入してください	受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	岩手県 滝沢市
-------	---------

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先自治体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先自治体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設されました。

(平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる寄附について適用となります。)

確定申告を行った場合と同額が控除されます。(本特例が適用される場合は所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除されます)

1 ワンストップ特例対象者とは

ワンストップ特例制度を使えるのは、次の条件を満たす人に限られます。

1) 地方税法附則第 7 条第 1 項 (第 8 項) に規定する申告特例対象者であること

・ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない人が対象です。

そもそも確定申告を行わなければならない自営業の人や、医療費控除等で確定申告を行う人などは対象となりません。

2) 地方税法附則第 7 条第 2 項 (第 9 項) に規定する要件に該当する者であること

・その年にふるさと納税をする自治体の数が 5 以下であると見込まれる人が対象です。

!!注意!!

★ワンストップ特例の申請自治体数が年間 5 市区町村を超えた場合、ワンストップ特例の申請が無効になります。

★ワンストップ特例の申請者が、医療費控除などのために確定申告や住民税申告をすることになった場合は、ふるさと納税の寄附金も含めて申告する必要があります。

2 手続き方法

同封している「申告特例申請書」に必要事項を記入し押印の上、個人番号 (マイナンバー) 及び免許証等写真付き証明書の写しを添付し (詳しくは申請書裏に印刷)、寄附をした翌年の 1 月 10 日必着で滝沢市へ郵送してください。年末に寄附し時間がない場合、滝沢市の HP からダウンロードして郵送しても構いません。

後日「受付書」を郵送いたします。

※申請書提出後、寄附された年の翌年 1 月 1 日までの間に提出した申請書の内容 (電話番号を除く) に変更があった場合は、「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。様式は HP にあるほか、ご連絡いただければ郵送いたします。

お問い合わせ先：岩手県滝沢市 経済産業部 観光物産課
TEL 019-656-6567 (直通) FAX 019-684-1517
E-mail furusato@city.takizawa.iwate.jp